

令和 8 年 第 2 回水巻町議会 定例会 会議録

令和 8 年第 2 回水巻町議会定例会第 4 回継続会は、令和 8 年 6 月 19 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1 番 白 石 雄 二

8 番 水ノ江 晴 敏

2 番 山 口 秀 信

9 番 亀 元 公 一

3 番 高 橋 恵 司

10 番 岡 田 選 子

4 番 中 山 恵

11 番 井 手 幸 子

5 番 廣 瀬 猛

12 番 住 吉 浩 徳

6 番 名 倉 亮 介

13 番 近 藤 進 也

7 番 松 野 俊 子

14 番 垣 内 美由紀

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局 長 ・ 吉 田 功

係 長 ・ 野 村 育 美

再任用 ・ 蔵 元 竜 治

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	松 井 努
副 町 長	荒 巻 和 徳	福 祉 課 長	舩 津 未 華
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	山 口 ゆう子
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	藤 田 恵 二	産 業 環 境 課 長	黒 岩 貴 之
財 政 課 長	洞ノ上 浩 司	下 水 道 課 長	佐 藤 治
住 宅 政 策 課 長	山 本 直 樹	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	川 橋 京 美	学 校 教 育 課 長	高 祖 睦
住 民 課 長	植 田 英 次 郎	生 涯 学 習 課 長	服 部 達 也
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	大 黒 秀 一

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和 8 年 6 月 定例会 (第 2 回)

第 4 回継続会

本会議 会議録

令和 8 年 6 月 19 日

水 巻 町 議 会

令和 8 年 第 2 回水巻町議会定例会 第 4 回継続会 会議録

令和 8 年 6 月 19 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 14 名、定足数に達していますので、ただいまから令和 8 年第 2 回水巻町議会定例会第 4 回継続会を開きます。

日程第 1 各委員会の審査報告について

議 長（白石雄二）

日程第 1、各委員会の審査報告についてを議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました各委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。はい、山口議員。

総務財政委員長（山口秀信）

6 月 15 日の総務財政委員会において付託された各議案について、慎重に審査しました結果、次のように決しましたので御報告いたします。

議案第 19 号 水巻町印鑑条例の一部改正については、賛成多数で可決いたしました。

議案第 20 号 猪熊小学校給排水設備更新工事の請負契約の締結については、賛成全員で可決しました。

議案第 21 号 水巻町庁舎外部改善工事の請負契約の締結については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 22 号 頃末小学校体育館空調設備新設工事（再）の請負契約の締結については、賛成全員で、可決いたしました。

議案第 23 号 令和 8 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）については、賛成全員で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。はい、水ノ江議員。

文厚産建委員長（水ノ江晴敏）

6 月 12 日の文厚産建委員会において付託された議案について、慎重に審査しました結果、次のように決しましたので御報告いたします。

議案第 23 号 令和 8 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）については、賛成全員で可決しました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

日程第 2 同意第 16 号について

議 長（白石雄二）

日程第 2、同意第 16 号 水巻町副町長の選任についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。はい、町長。

町 長（美浦喜明）

同意第 16 号 水巻町副町長の選任について。

副町長 荒巻和徳氏の任期が、令和 8 年 7 月 6 日で満了となりますが、再度、選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものです。

よろしく、お願いいたします。

議 長（白石雄二）

町長の提案理由の説明が終わりました。これから審議いたしますが、副町長は、地方自治法第 117 条に規定されている除斥の対象ではありませんが、人事案件でありますので、本議案終了まで副町長に退席を求めます。

[副町長退場]

ただいまから、質疑を行います。質疑はありませんか。はい、近藤議員。

13 番（近藤進也）

先日の議運によって、今度人事案件が出されましたけども、決めてたんならもっと早く出すべきで、彼の素性なり何なり、人間性を調べようがないんですよ。

建設課長時代、何をやったか、あなたが指示したから分かってるでしょう。開発禁止区域に重機を上げて開発をしました。無断開発で地すべり山——県が中止命令を出して、しかも届け出の必要な平米数を超えた開発をやった。その荒巻さんのいとか、はとかか知りませんが、その親戚の方のお父さんが、あなたの会派で町会議員やってましたよね。その便宜を図ってあげたと私は見てるんですよ。

なぜかという、それを共産党が苦情を申し立てて、そして杣の住民が陳情を申し立てたにもかかわらず、それに対して、いやこれは県の問題ですと。もちろんそうですよ、県が監督官庁ですから。それを県に言うてくれと、荒巻さんそう言ったんですよ。県に言うてくれって、あなたが通したじゃないかと重機を。しかも弓道場の横の町が閉めてる門を開いて、そこから重機を上げた。本来開発してはいけない、重機も上がるのに許可がいる。その許可を出しながら、共産党の質問に対しては、いやそれは知りません、県に言ってください。重機はどう

やって上がったのか、その説明も何もない。

そういったことがね、一連の問題として今までありました。だから、そしたら住民から、地域から苦情があればですよ、陳情があればあなたはそれを受け取って、その山を町が借り上げて、あえて別の町有地を提供するという、そういう便宜供与をあなたはやったわけですよ。

そういったことは、その地域住民は分らないんですよ。ましてや住民がそんなことを許しますか。いくらあなたが、町に執行権があったとしても、議会の承認が得られますか、そういうことで。我々は住民側に立って物を言ってるんですから。

そういう住民の代表である一人一人の議員さんがどれだけそのことを真剣に捉えてるか、知らない人が多いですからね。けども、それを知りながら、またあえて彼を採用したわけですよ。そのときは、私いませんでしたからね。

今、ここにきて再任をまたするということですが、そのときに、建設課長の時代に何をしてきたかは、いろんな問題がありますけどね。あえていっぱいしゃべっても、しょうがないからね。あえて言うならば、共産党も関わった、机の地域の方も関わった。それをね、あなたが配慮してあげたのか、苦慮したのかね、どういう心配をしたのか知りませんが、民間開発で県からも指導を受け、町としても許可してないということを前提にしながら、あえて便宜を図って、ボタ山の町有地を安く貸して、民間の土地を高く借り上げたということも、これ便宜供与ですよ。

そういうようないきさつからして、彼がふさわしいかどうかという、そういうことも全く審議もなされないまま議運でポンと出されて、もう今日採決——。彼の人間性どうやって諮るんですか。だから、いきなりこうやって人事案件を出されても、あなたの権限といえども議会が反対したらどうされますか。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

同意案件ですので、議員の皆さんに判断をお任せします。

議 長（白石雄二）

はい、ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、近藤議員。

13 番（近藤進也）

反対の立場で意見させていただきます。

それでもなおかつ、議会の皆さんが、どういう判断を下すかは、それは分かりません。しかし、あなたに対して、皆さんは忠実な部下かもしれません、あなたから見ればね。しかし、議会は議会、二代表制ですから、それを守っていただいて、以前、共産党が言いました、あなたが専決処分が多すぎると。これ多かったら罷免要求もできるんです、議会はね。それにも

かわらず、私のすることに何か文句あるかと、問題ありませんよと、何をやろうと私の自由だというような発言。何かと質問されても、あなたははぐらかし戦術で、とても質問に答えてないんです、いつもね。

そういったことから、今回の副町長の提案については、ちゃんと人物を吟味しないで、我々議会が何もチェックをしないというのは、議会にあるまじき行為なんです。背信行為です、住民に対する――。だから私たちは、議会として、議会人として、きちんとそれぞれの人事案件については、あなたの執行権ですが、その人事権につきましても議会の承認が得られるかどうか、そのことをきちっと踏まえて提案していただかないと、議会をなめちゃいけませんよ。

そういうことで、もう少し真摯に構えて、そして人事については優秀な部下いっぱいいますよ。あなたに対しての腹心の部下もいます。そういう忠実な方をね、あなたは採用すべきですよ。そういうことで、もう少し人物の任命については慎重にやっていただきたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。はい、岡田議員。

10 番（岡田選子）

共産党、共産党と何度も名前が出されましたので、一言意見を述べさせていただきます。

賛成の立場で述べますが、荒巻副町長に町長が1期目ですね、同意案件で出されたときに、やはり先ほど近藤議員が述べました一連の疑惑というか、事件がございました。日本共産党は、一般質問でも何度も質疑もさせていただきまして、それで、今、太陽光発電をしているボタ山のほうと、今の明神ヶ辻山の土地との交換というかね、地代の交換と、そういうことで決着がしたわけですけども。

私どもとしましては、出来レースでなかったかなという疑惑はいまだに持っておりますが、4年間、荒巻副町長が副町長としてですね、懸命に公平な立場で、仕事も町民のためにですね、町長のためではなく、町民のために、しっかりと仕事をしていただいているということも、なかなか確実にそこをもうはつきりとは分かりませんが、いろいろ執行部の皆さんの御意見などもお聞きしまして、やっぱり副町長がきちっといてくださることが、やっぱりスムーズに進める上では大事なことだというような御意見も伺ったこともありますし、今回、賛成といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。同意第16号 水巻町副町長の選任について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、同意第16号は、同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 13 分 休憩

午前 10 時 15 分 再開

日程第 3 同意第 17 号について

議 長（白石雄二）

再開いたします。日程第 3、同意第 17 号 水巻町監査委員の選任についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。

町 長（美浦喜明）

同意第 17 号 水巻町監査委員の選任について。

水巻町監査委員 加藤博道氏が令和 8 年 4 月 30 日で辞任されたことから、山本剛氏を水巻町監査委員として選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

よろしく、お願いいたします。

議 長（白石雄二）

町長の提案理由の説明が終わりました。ただいまから、質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。同意第 17 号 水巻町監査委員の選任について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第 17 号は、同意することに決しました。

日程第 4 議案第 19 号について

議 長（白石雄二）

日程第 4、議案第 19 号 水巻町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は、さきに御報告したと

おりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、井手議員。

11 番（井手幸子）

11 番、井手幸子です。日本共産党を代表して、議案第 19 号 水巻町印鑑条例の一部改正について反対の立場から討論を行います。

この議案は、国の入管法改定により、3 か月を超えて滞在する外国人に対して交付される身分証明書である在留カードと特別永住者証明書をマイナンバーカードと一体化して、特定在留カードとしてコンビニ等での印鑑登録証明書の交付を行えるようするための、当町の印鑑条例の一部改正です。

今年 1 月に閣議決定された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」の中で、国は、全ての在留外国人が原則として特定在留カード等を取得するための方策を検討するとしています。マイナンバーカードの取得は任意ですが、これでは実質義務化となります。

また、今回の法改正で、これまで在留期間更新や在留資格変更などにかかる費用、1 人 1 万円だったものが 10 万円に、永住許可も 1 人 1 万円だったものが 30 万円に、まともな必要性も示さず引き上げられ、支援団体や日弁連からも抗議の声が上がっています。これでは、在留外国人との共生よりも、いかに管理・排除するかの視点でつくられているのではないかとわざるを得ません。マイナンバーカードを普及させて、行政間の情報提供・収集を可能にし、生活保護の受給申請などをせざるを得ない、経済的に苦しむ在留外国人の排除につながります。

政府においては、外国籍の人々の人権を守り、日本社会で共に暮らしていくための丁寧な支援が必要と考えます。本議案は、国の法改正に伴う条例改正ですが、以上により反対いたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 19 号 水巻町印鑑条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 5 議案第 20 号について

議 長（白石雄二）

日程第 5、議案第 20 号 猪熊小学校給排水設備更新工事の請負契約の締結についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は、さきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 20 号 猪熊小学校給排水設備更新工事の請負契約の締結について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6 議案第 21 号について

議 長（白石雄二）

日程第 6、議案第 21 号 水巻町庁舎外部改善工事の請負契約の締結についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は、さきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 21 号 水巻町庁舎外部改善工事の請負契約の締結について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 7 議案第 22 号について

議 長（白石雄二）

日程第 7、議案第 22 号 頃末小学校体育館空調設備新設工事（再）の請負契約の締結についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は、さきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 22 号 頃末小学校体育館空調設備新設工事（再）の請負契約の締結について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決いたしま

した。

日程第 8 議案第 23 号について

議 長（白石雄二）

日程第 8、議案第 23 号 令和 8 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、関係の各常任委員会に付託しておりましたが、審査結果は、さきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、中山議員。

4 番（中山 恵）

4 番中山恵です。私は、議案第 23 号 令和 8 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）について、賛成の立場から討論いたします。

本補正予算は、社会福祉費や児童福祉費をはじめ、住民生活に密接に関わる事業に必要な予算措置が講じられております。特に子育て支援や福祉施設の充実、安心して暮らせるまちづくりを進める上で重要であり、その必要性は十分に認められるものと考えます。

また、就学前教育・保育施設設備に係る債務負担行為の追加につきましても、将来を担う子どもたちの健やかな成長を支える環境整備として重要な取組であり、今後の事業推進に期待するものであります。

限られた財源の中ではありますが、町民福祉の向上と子育て支援の充実につながる本補正予算を評価し、本議案に賛成するものであります。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 23 号 令和 8 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 9 意見書第 3 号について

議 長（白石雄二）

日程第 9、意見書第 3 号 地球温暖化対策の強化を求める意見書についてを議題といたします。井手議員に提案理由の説明を求めます。はい、井手議員。

11 番（井手幸子）

意見書第 3 号 地球温暖化対策の強化を求める意見書案について、提案説明を行います。案文は皆さんお手持ちにあるとおりでございます。

私が言うまでもなく、本当に昨今の地球温暖化はすごく生活の中でも厳しいものと感じておりますし、世界の動きとしても CO2 を削減しようという、厳しい目標を掲げて取り組んでおりますが、日本の政策的には企業の自主努力などに任せて、国の実効性のある目標と対策が立てられておりません。

それでこの意見書は、国に対して、ほかの各国が求めているような対策と目標、いつまでにどれだけ減らすってというような目標をきちんと掲げ、それを実行するように求める意見書であります。要望の内容は、下の 5 項目にわたります。

以上、地方自治法第 99 号の規定に基づき意見書を提出いたします。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、環境大臣です。

賛同議員は、岡田議員です。皆さんの御賛同をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

井手議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。はい、近藤議員。

13 番（近藤進也）

反対の立場から御意見申し上げます。

地球温暖化と言いますけども、実際にこれが現実的に起きているのか。やはり、一般的にマスコミでは地球温暖化が叫ばれてますけども。Y o u T u b e に限らず、インターネットでいろんな情報を取り寄せても、地球温暖化が定かではないと——それが進んでるかどうかというのを実際に科学がどんどん進歩して、再生エネルギーもどんどん増えてます。

そういった中で、太陽光を設置しても、災害がいっぱい起きてますよね。2 次災害、3 次災害と——。そういうことからしても、再生可能エネルギーを今進めることがいいとは限らないん

です。今のエネルギーの供給によって経済が回ってるわけですから、それを廃止してまでもっていくことはできません。

地球温暖化を、その対策を強化するということは分からないでもありません。できれば、こういうことは国に申し上げることよりも、町独自でやれることはやっていくという姿勢があればいいわけですから、これについて、地球温暖化対策の強化が今必要なのかということについては、いささか問題があると思います。

1 から 5 につきましても、全てがこれは丸ごと OK ではありません。とんでもない 2 次災害が起きてるといふこの再生可能エネルギーについては、この導入そのものが、かなりの被害をもたらしているという実態からして、私はこの案については反対をいたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。はい、岡田議員。

10 番（岡田選子）

賛成の立場から・・・。トランプ大統領が言うような議論を聞いて、ちょっと意外に思いましたが。

やっぱり CO₂ 削減というのはもう数十年前から言われておりますし、今地球が大変なことになるてきているということは、もう様々な南極の氷が解けているとかですね、島が住むところなくなっている国が出ているとかですね、本当に現実な問題となっております。そして、地球がどうなるのかっていう不安を今若者も大変持っていて、そのための運動を広げている若者たちの団体も、今この北九州にも本当に身近で頑張っている若者がたくさんおられます。

地球が危ないっていうことで、今、宇宙開発などにも、どんどん国がですね、そのほかにももくろみもあるようですけれども、それと一緒に宇宙開発もやって、月に住むとか、火星に住むとか、地球がなくなるかもしれないということで、そういうことも進めているということもあります。

ですから、今、やはりこれだけ異常気象が続いて、もう 40 度を超えて、そして漁業も農業も、米も全てのいろいろなものが不作となったり、作られなくなったり、そして私たち、大きな災害で多くの命が亡くなったりっていうことが起こっております。

これはやはり CO₂ を排出し続けた——それとやはり資本主義的な消費社会、消費は美徳というような、そういうような社会がもたらした結果だろうと思っておりますので。私たちは今できることとして、やはり行政的にも政治的にも、CO₂ 削減、そして地球温暖化のためにできることをまず国はそこにもっと予算を振り向けるべきだ、このように考えておりますので、賛成といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第 3 号 地球温暖化対策の強化を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第3号は否決いたしました。

日程第10 意見書第4号について

議長(白石雄二)

日程第10、意見書第4号 健康保険証とマイナ保険証の併用継続を求める意見書についてを議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。はい、岡田議員。

10番(岡田選子)

10番岡田です。意見書第4号 健康保険証とマイナ保険証の併用継続を求める意見書につきまして、提案説明をさせていただきます。

政府が2020年12月に健康保険証の新規発行停止を強行いたしました。そして今やもう後期高齢者保険、そして国民健康保険、公務員さんの共済組合、会社員の健康保険組合ですね、全て有効期限切れということになっております。しかし、保険証を残せという多くの国民の運動によって、今、資格確認書というのがそれぞれ発行されております。

マイナ保険証に対する国民の信頼が強いかというと、やはり多くの皆さんが、様々な個人情報漏れなどの不安を持たれております。そういう関係もありまして、マイナ保険証の登録を解除するという方も、月に1万人ぐらい全国的には登録解除を行っているということも現実にあるということでございます。

そしてやはり国民の皆保険をきちっと守るためには、やはり国民が信頼を置いているのは国民健康保険証であるこのように考えております。ですから、国民の反対を無視して、そしてもともと任意であったマイナカードを強制していくという、こういう国の在り方にはまず反対もしたいと思っております。

それと先日国会では、個人情報保護法の改定が衆議院で可決をされました。巨人軍の阿部監督の事件に、そっちにニュースが持って行かれまして、大変大事な大変な問題を抱えたこの法案が衆議院を可決したということが、あまり報じられていないんですけれども。

A Iにですね、A I開発のために、そのデータをこれまではいろんな個人情報保護法で本人の同意なしには情報は提供できないっていうことになってたのが、これからは本人の同意なくできると、そういうふうに変えられていくということが今通過しております。参議院のほうで今審議されているわけなんですけれども。

そういうことが起こりますとですね、もうA I利用を円滑にすることなんですけども。こういうことで、例えばアメリカでどういうことが起きているかっていうと、A Iによって採用のツールをですね、求職者採用するときに求めてくる人ですね、求職してきた人を人種や身体、精神障害、年齢、こういうことで差別して、もう自動的にA Iが不採用通知を出していくと、こういうことが起こってきて、アメリカでは集団訴訟も起きているということです。

こういうことが日本でも行えるということに今なってきております。ですからマイナナンバーカード自体に私どもは反対しておりますが、まずはですね、今ある健康保険証をしっかりと残し

て、誰もが安心してかかれて、自分の病気の病歴とか、そういうものが安易に流されることのないように、本当に個人情報が出ていくというシステムがつくられつつありますので、しっかりそこは守られるかつての国民健康保険証、そういうものを今後も守っていききたいというふうに思っておりますので、皆さんの御賛同をお願いいたしたいと思っております。

提出先はここに書かれてあるとおりでございます。賛成者は、井手幸子議員です。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。近藤議員。

13 番（近藤進也）

賛成の立場から意見申し上げます。

この意見書につきましては、当然市町村の範疇で任意で行われるわけですから、必ずしもこれはまだ今強制になっておりません。当然強制されることは困りますが、やはり町村会の代表である美浦町長が、市町村会において、うちの町では自分の町の高齢者の人権を守るためには、こういったマイナンバーカードを強制することなく、我々はちゃんとした紙、ペーパーの健康保険証でいくんだということで、町村会でまとめていただけると、国も動くんじゃないかと思うんですね。

そういうことをぜひ提案して、私はこれを賛成といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第4号 健康保険証とマイナ保険証の併用継続を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第4号は否決いたしました。

日程第11 委員会報告について

議 長（白石雄二）

日程第11、委員会報告について。去る3月定例会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。はい、山口議員。

総務財政委員長（山口秀信）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。はい、水ノ江議員。

文厚産建委員長（水ノ江晴敏）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。はい、廣瀬議員。

議会運営委員長（廣瀬 猛）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

日程第 12 議員の派遣について

議 長（白石雄二）

日程第 12、議員の派遣についてを議題といたします。水巻町議会会議規則第 127 条の規定により、お手元に配付の資料のとおり議員を派遣しましたので報告いたします。

日程第 13 閉会中の継続審査について

議 長（白石雄二）

日程第 13、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思います。これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

以上で、今期定例会の日程が全部終わりましたので、令和８年第２回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前 10 時 42 分 閉会